

# 1 3 資 料

平成 年 月×日

花巻市長 大石満雄様

認可を受けようとする地縁による

団体の名称及び事務所の所在地

名 称 町 内 会

所在地 花巻市 町1丁目1番1号

代表者の氏名及び住所

氏 名 花 巻 太 郎 印

住 所 花巻市 町1丁目3番2号

#### 地縁による団体の認可申請書

地方自治法第260条の2第1項の規定により、不動産又は不動産に関する権利を保有するため認可を受けたいので、別添書類を添えて申請します。

(別添書類)

- 1 規 約
- 2 認可を申請することについて総会で議決したことを証する書類
- 3 構成員の名簿
- 4 保有資産目録又は保有予定資産目録
- 5 良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を現に行っていることを記載した書類
- 6 申請者が代表者であることを証する書類
- 7 裁判所による代表者の職務執行の停止の有無並びに職務代行者の選任の有無(職務代行者が選任されている場合は、その氏名及び住所)を記載した書類
- 8 代理人の有無(代理人がある場合は、その氏名及び住所)を記載した書類
- 9 区域を表示した地図

## 保有資産目録記入要領

### 1 (1) ア建物

名 称…… 町内会集会所、 公会堂等の名称が付されている場合にはこれによること。そうでない場合は、「集会所」「事務所」「居宅」等の区分によること（参照：不動産登記法施行令第6条）

延床面積……不動産登記法施行令第8条に基づき各層ごとに算出された床面積を合計したものとすること。

（注）不動産登記法施行令第8条「建物の床面積は、各階ごとに壁その他の区画の中心線（1棟の建物を区分した建物については、壁その他の区画の内側線）で囲まれた部分の水平投影面積により、平方メートルを単位として定め、1平方メートルの百分の一未満の端数は、切り捨てる。」

所在地 ……市町村内の地番（不動産登記法第91条、同施行令第1条、第2条）及び家屋番号（同法第91条、同施行令第5条）まで記入すること。

### 1 (2) イ土地

地 目……不動産登記法施行令第3条に定める区分により定めるものとすること。

（注）不動産登記法施行令第3条「地目は、土地の主たる用途により、田、畑、宅地、塩田、鉱泉地、池沼、山林、牧場、原野、墓地、境内地、運河用地、水道用地、用悪水路、ため池、堤、井溝、保安林、公衆用道路、公園及び雑種地に区分して定める。」

面 積……不動産登記法施行令第4条に定める「地積」と同一とすること。

（注）不動産登記法施行令第4条「地積は、水平投影面積により平方メートルを単位として定め、1平方メートルの百分の一（宅地及び鉱泉地以外の土地で十平方メートルをこえるものについては、1平方メートル）未満の端数は、切り捨てる。」

所在地 ……市町村内の地番（不動産登記法第79条、同施行令第1条、第2条）まで記入すること。

（立木の所有権については、1(1)イ土地の「地目」を「樹種」（立木に関する法律第15条第2号）、「面積」を「数量」（同法第15条第2号、立木登記規則第8条）と読み替えて記載すること。なお、所在地については、「立木に関する法律」第15号第1号の事項に留意すること。）

（注）立木に関する法律第15条第1号「樹木が一筆の土地の一部に生立する場合に於いては其の部分の位置及び地積、其の部分を表示すべき名称又は番号あるときは其の名称又は番号」

- 2 (1) 権 原……不動産登記法第1条各号に掲げる権原のうち「所有権」を除くものとする。
- （地上権、永小作権、地役権、先取特権、質権、抵当権、賃借権、採石権）

不動産の種類……土地、建物及び立木の区分によること。

所在地 ……原則として1に同じ。

- 2 (2) 資産の種類及び数量……国債、地方債、社債といった区分により、銘柄（社債の場合は、「何会社物上担保附社債」、国債及び地方債の場合は「何分利付何債」）、券面金額及び取得金額を記入すること。

様式 2 (記入例)

保有資産目録

地縁による団体の名称

町内会

平成18年 月 日現在

1 不動産

(1) 所有権を有する不動産

ア 建物

名称	延床面積	所在地
町内会集会所	60.5 m <sup>2</sup>	花巻市 町1丁目1番地1

イ 土地

地目	面積	所在地
宅地	42.6 m <sup>2</sup>	花巻市 町1丁目1番地1

2 不動産に関する権利等

(1) 所有権以外の権原により保有している不動産

名称	延床面積	所在地

(2) 地域的な共同活動を行うためのその他の資産

資産の書類及び数量			
1	国債	八分利付国債	券面金額 20 万円 取得金額 22 万円
2	社債	株式会社物上担保付社債	券面金額 30 万円 取得金額 33 万円

## 保有予定資産目録記入要領

### 1 不動産……所有権を取得する予定不動産について記入すること。

不動産の種類……土地、建物及び立木の区分による。

取得予定時期……売買等により不動産の所有権を取得する予定時期を、少なくとも年月まで記入すること。

なお、この「取得予定時期」は、認可申請年月日とできる限り接近していることが望まれる。

所在地……原則として市町村内の地番（建物の表示登記において家屋番号が登記されている場合には家屋番号）まで記載するものとするが、住居表示によっても差し支えない。

### 2 不動産に関する権利等

不動産の種類……土地、建物及び立木の区分による。

金融資産の場合は、国債、地方債、社債といった区分により記入すること。

権原……不動産の場合は、不動産登記法第1条各号に掲げる権原のうち「所有権」を除くものとする。

（地上権、永小作権、地役権、先取特権、質権、抵当権、賃借権、採石権）

保有予定時期……上記1の「取得予定時期」に準じる。

様式 3 (記入例)

保有予定資産目録

地縁による団体の名称

町内会

平成 年 月 日現在

1 不動産

不動産の種類	保有予定不動産の取得予定時期	購入等の相手方	保有予定不動産の所在地
建物	平成 年 月 日	城内 一郎	花巻市 町2番地1

2 不動産に関する権利等

資産の種類	権原	権原取得の予定時期
土地	地上権	平成 年 月 日

地 縁 に よ る 団 体 の 代 表 者 の 承 諾 書

地縁による団体の名称

..... 町 内 会 .....

地縁による団体の事務所の所在地

..... 花巻市 町1丁目1番1号 .....

上記の地縁による団体の代表者となることを承諾しました。

平成 年 月 日

住 所 ..... 花巻市 町1丁目3番2号 .....

氏 名 ..... 花 巻 太 郎 ..... 印 .....

代表者の職務執行停止の有無、職務代行者選任の有無

地縁による団体の名称

.....町内会.....

代表者名

.....花巻太郎印.....

1 裁判所による代表者の職務執行の停止の有無

( 1 ) 有

( 2 )  無

2 裁判所による代表者の職務代行者選任の有無

( 1 ) 有.....職務代行者選任有りの場合

職務代行者 氏 名

.....

住 所

.....

( 2 )  無

裁判所による代表者の職務執行の停止並びに職務代行者選任は、裁判所において民事保全法第24条（仮処分の方法）により、仮処分命令の申立ての目的を達するために行う処分です。

該当者のない団体は、「無」の番号に をしてください。

代 理 人 の 有 無	
地縁による団体の名称	
.....町 内 会.....	
代表者名	
.....花 巻 太 郎 印.....	
1 代理人の有無	
( 1 )	有 代理人有りの場合
	代理人 氏 名
	.....
	住 所
	.....
( 2 )	<input checked="" type="radio"/> 無

「代理人」は、民法(準用)第55条の代理人及び第57条の特別代理人をいいます。  
該当のない団体は、「無」の番号に 印をしてください。

参考：民法の準用規定(読替え後)

- ・ 第55条 代表者は、規約又は総会の決議によりて禁止せられざるに限り、特定の行為の代理を他人に委任することを得。
- ・ 第56条 代表者の欠けたる場合において、遅滞のため損害を生ずる虞あるときは、裁判所は、利害関係人又は検察官の請求書により仮代表者を選任する。
- ・ 第57条 認可地縁団体と代表者との利益相反する事項に付ては、代表者は、代表権を有せず。この場合においては、前条の規定によりて特別代理人を選任することを要す。

様 式 7 (記入例：代表者変更の場合)

平成 年 月 日

花巻市長 様

地縁による団体の名称及び事務所の所在地

名 称 町 内 会  
所在地 花巻市 町1丁目1番1号

代表者の氏名及び住所

氏 名 花 城 一 郎 印  
住 所 花巻市 町1丁目15番2号

告 示 事 項 変 更 届 出 書

下記事項について変更があったので、地方自治法260条の2第11項の規定により、告示された事項に変更があった旨を証する書類を添えて届け出ます。

記

1 変更があった事項及びその内容

(1) 変更事項 代表者の変更

(2) 変更内容

ア 新代表者 氏 名 花 城 一 郎  
住 所 花巻市 町1丁目15番2号

イ 旧代表者 氏 名 花 巻 太 郎  
住 所 花巻市 町1丁目3番2号

2 変更年月日 平成 年 月 日

3 変更の理由

規約で定める任期満了に伴い改選の結果、代表者が変更になったものである。

平成 年 月 日

花巻市長 様

地縁による団体の名称及び事務所の所在地

名 称 町 内 会

所在地 花巻市 町1丁目1番1号

代表者の氏名及び住所

氏 名 花 城 一 郎 印

住 所 花巻市 町1丁目15番2号

規 約 変 更 認 可 申 請 書

地方自治法第260条の2第15項で準用する民法第38条第2項の規約の変更の認可を受けたいので、別添書類を添えて申請します。

(別添書類)

- 1 規約変更の内容及び理由を記載した書類
- 2 規約変更を総会で議決したことを証する書類

〔町内会規約作成例〕

## 町 内 会 規 約

### 第 1 章 総 則

（名 称）

第 1 条 本会は、 町内会と称する。

（目 的）

第 2 条 本会は、地域住民の親睦を図りながら次に掲げる事業を行い、良好な地域社会の維持及び形成に努め、もって、住みよい地域づくりを推進していくことを目的とする。

- (1) 会員相互の連絡に関する事
- (2) 区域内の清掃・美化など環境整備に関する事
- (3) 集会施設その他の資産の維持管理、運営に関する事
- (4) 福利、厚生に関する事
- (5) 防火、防災、防犯及び交通安全に関する事
- (6) 文化、体育、レクリエーション等に関する事
- (7) その他目的達成に必要な事

（区 域）

第 3 条 本会の区域は、次のとおりとする。

〔住居表示を実施している区域の場合〕

花巻市 町 丁目全域及び ×町 丁目 番 号から××番×号までの区域

〔住居表示の未実施区域の場合〕

花巻市 字 の区域及び字××の 番地から×番地までの区域

（事務所）

第 4 条 本会は、事務所を花巻市 町 丁目 番 号に置く。

〔事務所を会長宅に置く場合〕

本会の事務所は、会長宅に置く。

### 第 2 章 会 員 及 び 賛 助 会 員

（会員及び賛助会員）

第 5 条 第 3 条に定める区域内に住所を有する個人は、全て本会の会員となることができる。

- 2 本会は、正当な理由がない限り、第3条に定める区域内に住所を有する個人の加入を拒んではならない。
- 3 第3条に定める区域内に住所を有する法人、組合等の団体は、本会の賛助会員になることができる。

(入退会及び資格喪失)

第6条 本会に入会しようとする者又は本会を退会しようとする者は、会長に届け出なければならない。

- 2 会員が退会したとき、死亡したとき及び第3条に定める区域外に住所を移したときは、会員の資格を喪失する。

(会費)

第7条 会員及び賛助会員は、総会において別に定める会費を納入しなければならない。

- 2 会員に特別な事情がある場合は、会費を減免することができる。

### 第3章 役員

(役員の種類及び選任)

第8条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 名
- (3) 庶務 名
- (4) 会計 名
- (5) 専門部長 名
- (6) 監事 名

- 2 役員は、総会において会員の中から選任する。

(役員職務)

第9条 会長は、本会を代表し、会務を統括する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は欠けたときは会長があらかじめ指定した順序によって、その職務を代行する。
- 3 庶務は、会務を記録し、会の内外への連絡、広報などを行う。
- 4 会計は、本会の会計事務を処理し、必要な書類を管理する。
- 5 専門部長は、各専門部を代表し、専門の業務を行う。
- 6 監事は、次の職務を行う。
  - (1) 本会の会計及び資産の状況を監査すること
  - (2) 会長、副会長及びその他の役員の業務執行の状況を監査すること
  - (3) 会計及び資産の状況又は業務の執行について不正の事実を発見したときは、これを総会に報告すること

(4) 前号の報告をするため必要があるときは、総会の召集を請求し、又は召集すること

(任期)

第10条 役員の任期は 年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠役員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 役員は、その任期満了後でも後任者が就任するまでは、なお、その職務を行わなければならない。

## 第4章 組 織

(専門部)

第11条 本会は、次の専門部を置く。

(1) 部

(2) 部

(3) 部

(班)

第12条 本会の運営を円滑に行うため班を置く。

2 各班では、会員の中から班長を選出する。

(連合組織)

第13条 本会は、広域的問題に対処するため、町内会、自治会の連合組織に参加する。

## 第5章 総 会

(種別)

第14条 総会は、定期総会及び臨時総会とする。

2 定期総会は、毎年度決算終了後3ヶ月以内に開催する。

3 臨時総会は、会長が必要と認めるとき、総会員の5分の1以上の会員から会議の目的にたる事項を示して請求のあったとき、又は、監事から第9条第6項第4号の規定による請求若しくは同号の規定による召集があったときに開催する。

(権限)

第15条 総会は、次に掲げる事項を審議し、議決する。

(1) 事業計画、事業報告に関する事項

(2) 予算、決算に関する事項

(3) 資産及び会費に関する事項

(4) 役員の選任に関する事項

- (5) 規約の改正に関する事項
- (6) その他重要事項

( 召 集 )

第16条 総会は、会長が召集する。ただし、第9条第6項第4号の規定によるときは、監事が召集することができる。

- 2 総会を召集するときは、会員に対し、会議の目的たる事項及びその内容並びに日時及び場所を示して開会の5日前までに文書をもって通知しなければならない。

( 議 長 )

第17条 総会の議長は、その総会に出席した会員の中から選出する。

( 成立要件及び議決 )

第18条 総会は、会員をもって構成し、会員の過半数の出席で成立する。ただし、やむを得ず出席できないため委任状を提出した会員については、出席者数に加えるものとする。

- 2 総会の議事は、この規約に別に定めるもののほか、出席した会員の過半数をもって決する。賛否同数の場合は、議長がこれを決する。

( 議事録等 )

第19条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 会議の日時及び場所
  - (2) 会員の現在数及び出席者数（委任状提出者を含む。）
  - (3) 議決事項
  - (4) 議事の経過の概要及びその結果
  - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、出席した会員の中からその会議において選任された議事録署名人が議長とともに署名、押印しなければならない。

## 第6章 役 員 会

( 構成及び権限 )

第20条 役員会は、役員（監査を除く。以下この章において同じ。）をもって構成する。

- 2 役員会は、この規約に定めるもののほか、次の事項を議決する。
  - (1) 総会に付議すべき事項
  - (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
  - (3) その他総会の議決を要しない会務に関する事項

( 召 集 )

第21条 役員会は、会長が必要と認めるとき、又は役員の 分の1以上から会議の目的

たる事項を示して請求のあったときに会長が召集する。

(議 長)

第22条 役員会の議長は、会長がこれに当たる。

(成立要件、議決等)

第23条 役員会は、役員の過半数の出席をもって成立する。ただし、やむを得ず出席できないため委任状を提出した役員については、出席者数に加えるものとする。

2 役員会の議事は、出席した役員の過半数をもって決する。賛否同数の場合は、議長がこれを決する。

3 役員会の議事については、第19条の規定を準用し議事録を作成するものとする。

## 第7章 資 産 及 び 会 計

(資産の構成)

第24条 本会の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 財産目録に記載された財産
- (2) 会 費
- (3) 寄附金品
- (4) 資産から生ずる収入
- (5) その他の収入

(資産の管理)

第25条 本会の資産は、会長が管理し、その管理方法は役員会の議決により定める。

(経費の支弁)

第26条 本会の経費は、資産をもって支弁する。

(予算及び決算)

第27条 本会の収支予算は、会計年度内における全ての収入及び支出の予定を計上し、総会の議決により定める。

2 収支決算は、毎会計年度終了後3月か以内にその年度末の財産目録とともに監事の監査を経て、総会の承認を得なければならない。

(会計年度)

第28条 本会の会計年度は、毎年 月 日より始まり、翌年 年 日に終わる。

## 第8章 規 約 の 変 更

(規約の変更)

第29条 この規約を変更するときは、総会において出席した会員の4分の3以上の同意を得、かつ、花巻市長の認可を受けなければ変更することができない。

## 第9章 雑 則

(備付け帳簿及び書類)

第30条 本会の事務所には、次の帳簿及び書類を備えておかなければならない。

- (1) 規 約
- (2) 会員名簿
- (3) 役員名簿
- (4) 認可及び登記等に関する書類
- (5) 総会及び役員会の議事に関する書類
- (6) 収支に関する帳簿及び証拠書類並びに財産目録その他の資産の状況を示す書類
- (7) その他必要な帳簿及び書類

(委 任)

第31条 この規約の施行に関し必要な事項は、役員会の議決を経て別に定める。

附 則

この規約は、 年 月 日から施行する。

地 方 自 治 法

(地縁による団体)

第260条の2 町又は字の区域その他市町村内の一定の区域に住所を有する者の地縁に基づいて形成された団体(以下本条において「地縁による団体」という。)は、地域的な共同活動のための不動産又は不動産に関する権利等を保有するため市町村長に認可を受けたときは、その規約に定める目的の範囲内において、権利を有し、義務を負う。

2 前項の認可は、地縁による団体のうち次に掲げる要件に該当するものについて、その団体の代表者が自治省令で定めるところにより行う申請に基づいて行う。

(1) その区域の住民相互の連絡、環境の整備、集会施設の維持管理等良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を行うことを目的とし、現にその活動を行っていることと認められること。

(2) その区域が、住民にとって客観的に明らかなものとして定められていること。

(3) その区域に住所を有するすべての個人は、構成員となることができるものとし、その相当数の者が現に構成員となっていること。

(4) 規約を定めていること。

3 規約には、次に掲げる事項が定められていなければならない。

(1) 目的

(2) 名称

(3) 区域

(4) 事務所の所在地

(5) 構成員の資格に関する事項

(6) 代表者に関する事項

(7) 会議に関する事項

(8) 資産に関する事項

4 第2項第2号の区域は、当該地縁による団体が相当の期間にわたって存続している区域の現況によらなければならない。

5 市町村長は、地縁による団体が第2項各号に掲げる要件に該当していると認めるときは、第1項の認可をしなければならない。

6 第1項の認可は、当該認可を受けた地縁による団体を、公共団体その他の行政組織の一部とすることを意味するものと解釈してはならない。

7 第1項の認可を受けた地縁による団体は、正当な理由がない限り、その区域に住所を有する個人の加入を拒んではならない。

8 第1項の認可を受けた地縁による団体は、民主的な運営の下に、自主的に活動するものとし、構成員に対し不当な差別的取扱いをしてはならない。

9 第1項の認可を受けた地縁による団体は、特定の政党のために利用してはならない。

10 市町村長は、第1項の認可を受けたとき、自治省令で定めるところにより、これを告

示しなければならない。告示した事項に変更があったときも、また同様とする。

- 11 第1項の認可を受けた地縁による団体は、前項の規定に基づいて告示された事項に変更があったときは、自治省令で定めるところにより、市町村に届け出なければならない。
- 12 何人も、市町村長に対し、自治省令で定めるところにより、第10項の規定により告示した事項に関する証明書の交付を請求することができる。この場合において、当該請求をしようとする者は、郵便により、当該証明書の送付を求めることができる。
- 13 第1項の認可を受けた地縁による団体は、第10項の告示があるまでは、第1項の認可を受けた地縁による団体となったこと及び第10項の規定に基づいて告示された事項をもって第三者に対抗することができない。
- 14 市町村長は、第1項の認可を受けた地縁による団体が第2項各号に掲げる要件のいずれかを欠くこととなったとき、又は不正な手段により第1項の認可を受けたときは、その認可を取り消すことができる。
- 15 民法第38条、第44条第1項、第50条、第51条、第52条第1項、第53条から第66条まで、第68条（同条第1項第2号を除く。）、第69条、第70条、第72条から第76条まで及び第78条から第83条までの規定並びに非訟事件手続法（明治31年法律第14号）第35条から第37条の2までの規定は、第1項の認可をうけた地縁による団体に準用する。この場合において、民法第38条第2項、第72条第2項及び第83条中「主務官庁」とあるのは「市町村長」と同法第44条第1項、第54条から第57条まで、第59条第2号、第60条、第61条、第63条、第70条、第72条第2項及び第74条中「理事」とあるのは「代表者」と、同法第52条第1項中「一人又は数人の理事」とあるのは「一人の代表者」と、同法第53条中「理事は総て」とあるのは「代表者は」と、第56条中「仮理事」とあるのは「仮代表者」と、同法第59条第3号中「総会又は主務官庁」とあるのは「総会」と、同法第68条第1項第4号中「設立許可」とあり、及び第72条第2項中「許可」とあるのは「認可」と、同法第72条第3項中「国庫」とあるのは「市町村」と、非訟事件手続法第35条第1項中「仮理事」とあるのは「仮代表者」と読み替えるほか、必要な技術的読み替えは、政令で定める。
- 16 第1項の認可を受けた地縁による団体は、法人税法（昭和40年法律第34号）その他法人税に関する法令の規定の適用については、同法第2条第6号に規定する公益法人等とみなす。この場合において、同法第37条の規定を適用する場合には同条第3項中「公益法人等」とあるのは「公益法人等（地方自治法（昭和22年法律第67条）第260条の2第1項の認可を受けた地縁による団体を除く。）」と、同条第4項中「公益法人等」とあるのは「公益法人等（地方自治法第260条第1項の認可を受けた地縁による団体を除く。）」と、同法第66条の規定を適用する場合には同条第1項及び第2項中「普通法人」とあるのは「普通法人（地方自治法第260条の2第1項の認可を受けた地縁による団体を含む。）」と、同条第3項中「公益法人等」とあるのは「公益法人等（地方自治法第260条の2第1項の認可を受けた地縁による団体を除く。）」とする。
- 17 第1項の認可を受けた地縁による団体は、消費税法（昭和63年法律第108号）その他消費税に関する法令の規定の適用について、同法別表第3に掲げる法人とみなす。
- 18 次の各号の一に該当する場合においては、第1項の認可を受けた地縁による団体の代

表者又は清算人は、非訟事件手続法により、50万円以下の過料に処する。

- (1) 第15項において準用する民法第70条又は第81条第1項の規定による破産宣告の請求を怠ったとき。
- (2) 第15項において準用する民法第79条第1項又は第81条第1項の規定による告示を怠り、又は不正の告示をしたとき。

## 地 方 自 治 法 施 行 規 則

第18条 地方自治法第260条の2第2項に規定する申請は、同条第1項に規定する地縁による団体の代表者が、申請書に次の各号に掲げる書類を添え、当該地縁による団体の区域を包括する市町村の長に対し行うものとする。

- (1) 規 約
- (2) 認可を申請することについて総会で議決したことを証する書類
- (3) 構成員の名簿
- (4) 申請時に不動産又は不動産に関する権利等（以下この号において「不動産等」という。）を保有している団体にあつては保有資産目録、申請時に不動産等を保有することを予定している団体にあつては保有予定資産目録
- (5) その区域の住民相互の連絡、環境の整備、集会施設の維持管理等良好な社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を現に行っていることを記載した書類
- (6) 前項の申請書並びに保有資産目録及び保有予定資産目録の様式は、別記のとおりとする。

第19条 地方自治法第260条の2第10項に規定する告示は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号の場合に該当する旨を明示した上で当該各号の定める事項について行うものとする。

- (1) 地方自治法第260条の2第1項の認可を行った場合
  - ア 名 称
  - イ 規約に定める目的
  - ウ 区 域
  - エ 事務所
  - オ 代表者の氏名及び住所
  - カ 裁判所による代表者の職務執行の停止の有無並びに職務代行者の選任の有無（職務代行者が選任されている場合は、その氏名及び住所）
  - キ 代理人の有無（代理人がある場合は、その氏名及び住所）
  - ク 規約に解散の事由を定めたときは、その事由
  - ケ 認可月日
- (2) 解散した場合（破産の場合を除く。）
  - ア 名 称
  - イ 区 域
  - ウ 事務所
  - エ 清算人の氏名及び住所
  - オ 解散事由
  - カ 解散年月日
- (3) 清算結了場合
  - ア 名 称

- イ 区域
- ウ 事務所
- エ 清算人の氏名及び住所
- オ 清算終了年月日

(3) 前2号の場合及び破産による場合を除くほか、地方自治法第260条の2第11項の規定により、告示された事項に変更があったとして届出があった場合  
告示した事項のうち変更があった事項及びその内容

2 前項の告示は、遅滞なく行わなければならない。

第20条 地方自治法第260条の2第11項に規定する届出は、同条第1項に規定する認可を受けた地縁による団体代表者が、届出書に告示された事項に変更があった旨を証する書類を添え、当該地縁による団体の区域を包括する市町村の長に対し行うものとする。

2 前項の届出書の様式は、別記のとおりとする。

第21条 地方自治法第260条の2第12項に規定する請求書は、請求者の氏名及び住所、請求書に係る団体の名称及び事務所の所在地を記載した証明書交付申請書を市町村長に提出することにより行うものとする。

2 市町村長は、第19条に掲げる事項を記載した台帳を作成し、前項の請求があったときは、末尾に原本と相違ない旨を記載した台帳の写しを交付しなければならない。

3 前項の台帳の様式は、別記のとおりとする。

第22条 地方自治法第260条の2第15項で準用する民法第38条第2項の規定による規約の変更の認可の申請は、申請書に、規約変更の内容及び理由を記載した書類並びに当該規約変更を総会で議決したことを証する書類を添付して行わなければならない。

2 前項の申請書の様式は、別記のとおりとする。

地方自治法第260条の2第15項の規定による民法の準用規定

(読み替え後のもの)

(規約の変更)

第38条 認可地縁団体の規約は総構成員の4分の3以上の同意あるときに限りこれを変更することを得、但し規約に別段の定めあるときはこの限りにあらず。

2 規約の変更は市町村長の認可を受くるにあらざれば、その効力を生ぜず。

(認可地縁団体の不正行為能力)

第44条 認可地縁団体は、代表者その他の代理人がその職務を行うにつき、他人に加えたる損害を賠償する責に任ず。

(認可地縁団体の住所)

第50条 認可地縁団体の住所は、その主たる事務所の所在地にあるものとす。

(財産目録、構成員名簿)

第51条 認可地縁団体は、認可を受くる時及び毎年初の3か月内に財産目録を作り、常にこれを事務所に備え置くことを要す。但し、特に事業年度を設くるものは、認可を受くる時及びその年度の終わりにおいてこれを作ることを要す。

2 認可地縁団体は、構成員名簿を備え置き構成員の変更あるごとに、これを訂正することを要す。

(代表者)

第52条 認可地縁団体には、1人の代表者を置くことを要す。

(代表者の代表権)

第53条 代表者は、認可地縁団体の事務につき認可地縁団体を代表す。但し、規約の規定に違反することを得ず。また、総会の決議に従うことを要す。

(代表者の制限)

第54条 代表者の代表権に加えたる制限は、これをもって善意の第三者に対抗することを得ず。

(代表者の委任)

第55条 代表者は、規約または総会の決議において禁止せられざるときに限り、特定の行為の代理を他人に委任することを得。

(仮代表者)

第56条 代表者の欠けたる場合において、遅滞のため損害を生ずる虞あるときは、裁判

所は、利害関係人又は検察官の請求により、仮代表者を選任す。

(特別代理人)

第57条 認可地縁団体と代表者との利益相反する事項については、代表者は代理権を有せず。この場合においては、前条の規定によりて特別代理人を選任することを要す。

(監事)

第58条 認可地縁団体には、規約又は総会の決議をもって1人又は数人の監事を置くことを得。

(監事の職務)

第59条 監事の職務は、次の如し。

- (1) 認可地縁団体の財産の状況を監査すること。
- (2) 代表者の業務執行の状況を監査すること。
- (3) 財産の状況又は業務の執行につき不正の廉あることを発見したるときは、これを総会に報告する。
- (4) 前号の報告をなすため、必要あるときは総会を召集すること。

(通常総会)

第60条 認可地縁団体と代表者は、少なくとも毎年1回構成員の通常総会を開くことを要す。

(臨時総会)

第61条 認可地縁団体と代表者は、必要ありと認むるときは、何時にても臨時総会を召集することを得。

2 総構成員の5分の1以上より会議の目的たる事項を示して請求をなしたるときは、代表者は、臨時総会を召集することを要す。但し、この定数は、規約を持ってこれを増減することを得。

(総会の召集)

第62条 総会の召集は少なくとも5日前にその会議の目的たる事項を示し、規約に定めたる方法に従ってこれをなすことを要す。

(総会の権限)

第63条 認可地縁団体の事務は、規約をもって代表者その他の役員に委任したるものを除くほか、総て総会の決議によりてこれを行う。

(総会の決議事項)

第64条 総会においては、第62条の規定によりて予め通知をなしたる事項についてのみ決議をなすことを得。但し、規約に別段の定めあるときは、この限りにあらず。

( 構成員の表決権 )

第 6 5 条 各構成員の表決権は、平等なるものとす。

- 2 総会に出席せざる構成員は、書面をもって表決をなし、又は代理人を出すことを得。
- 3 前 2 項の規定は、規約に別段の定めある場合にはこれを適用せず。

( 表決権のない場合 )

第 6 6 条 認可地縁団体と、ある構成員との関係につき議決をなす場合においては、その構成員は、表決権を有せず。

( 認可地縁団体の解散事由 )

第 6 8 条 認可地縁団体は、つぎの事由によりて解散す。

- (1) 規約をもって定めたる解散事由の発生
  - (2) 破 産
  - (3) 認可の取消
- 2 認可地縁団体は、前項に掲げたる場合のほか、次の事由によりて解散す。
- (1) 総会の決議
  - (2) 構成員の欠乏

( 解散の決議 )

第 6 9 条 認可地縁団体は、総構成員の 4 分の 3 以上の承諾あるにあらざれば、解散の決議をなすことを得ず。但し、規約に別段の定めあるときは、この限りにあらず。

( 破 産 )

第 7 0 条 認可地縁団体が、その債務を完済すること能わざるに至りたるときは、裁判所は、代表者若しくは債務者の請求により、又は職権をもって破産の宣告をなす。

2 前項の場合において代表者は、直ちに破産宣告の請求書をなすことを要す。

( 残余財産の帰属 )

第 7 2 条 解散したる認可地縁団体の財産は、規約をもって指定したる人に帰属す。

2 規約をもって、帰属権利者を指定せず又はこれを指定する方法を定めざりしときは、代表者は、市町村長の認可を得て、その認可地縁団体の目的に類似せる目的のためにその財産を処分することを得。但し、総会の決議を経ることを要す。

3 前 2 項の規定によりて処分せられざる財産は、市町村に帰属す。

( 清算認可地縁団体 )

第 7 3 条 解散したる認可地縁団体は、清算の目的の範囲内においてはその清算の終了に至るまで、なを存続するものとみなす。

(清算人)

第74条 認可地縁団体が解散したるときは、破産の場合を除くほか、代表者がその清算人となる。但し、規約に別段の定めあるとき又は総会において他人を選任したときはこの限りにあらず。

(裁判所における清算人の選任)

第75条 前条の規定によりて清算人たる者なきとき又は清算人の欠けたるため損害を生ずるおそれあるときは、裁判所は、利害関係人若しくは検察官の請求により又は職権をもって清算人を選任することを得。

(清算人の解任)

第76条 重要な事由あるときは、裁判所は、利害関係人若しくは検察官の請求により又は職権を持って清算人を解任することを得。

(清算人の職務権限)

第78条 清算人の職務は、次の如し。

- (1) 現務の決了
- (2) 債権の取立及び債務の弁済
- (3) 残余財産の引渡

2 清算人は、前項の職務を行うために必要な一切の行為をなすことを得。

(債権申出の公告と催告)

第79条 清算人は、その就職の日より2か月内に少なくとも3回の公示をもって、債権者に対し一定の期間内に申出をなすべき旨を催告することを要す。但し、その期間は、2か月を下ることを得ず。

2 前項の公告には、債権者が期間内に申出をなさざるときは、その債権は清算より除斥せられるべき旨を附記することを要す。但し、清算人は、知れたる債権者を除斥することを得ず。

3 清算人は、知れたる債権者には格別に其の申出を催告することを要す。

(期間後に申し出た債権)

第80条 前条の期間後に申出たる債権者は、認可地縁団体の債権完済の後未だ帰属権利者に引き渡さざる財産に対してのみ、請求をなすことを得。

(清算中の破産)

第81条 清算中に認可地縁団体の財産が、その債務を完済するに不足なること分明なるに至るときは、清算人は、直ちに破産宣告の請求をなしてその旨を公告することを要す。

2 清算人は、破産管財人に其の事務を引渡したるときは、その任を終わらるものとす。

3 本条の場合において、すでに債権者に支払い又は帰属権利者に引渡したるときは、破産管財人は、これを取り戻すことを得。

(解散・清算の監督)

第82条 認可地縁団体の解散及び清算は、裁判所の監督に属す。

2 裁判所は、何時にても職権をもって前項に監督に必要な検査をなすことを得る。

(清算終了の届出)

第83条 清算が終了したるときは、清算人は、これを市町村長に届出ずることを要す。

(以上)